

【報文】

化学物質総合管理による能力強化策に関する研究（その12）

—独立行政監視機関は民主的統治システムに不可欠な機能—

Study on Strategies for Capacity Building of Chemicals Integrated
Management (12):

-Essential Roles of Independent Government Oversight Sectors
for Democratic Governance Systems -

星川欣孝、増田優

お茶の水女子大学 ライフワールド・ウォッチセンター

Yoshitaka HOSHIKAWA, Masaru MASUDA
Ochanomizu University, Life world watch center

要旨：前報で取り上げた米国の TSCA（有害物質管理法）の見直しに対する GAO（政府説明責任庁）の独立行政監視機能の重要性についてさらに考察するため、カナダおよびオーストラリアの化学物質総合管理法制への変革の経緯や既存化学物質の体系的なリスク評価の取組状況と両連邦政府の行政活動に対する独立行政監視機関の実績評価の状況などを調べた。その結果明らかなことはいずれの国の統治システムも立法府と行政府の関係が三権分立の想定する役割分担になっており、かつ、行政府の活動に対する独立監視機能が十分役割を果たしていることであった。それに対して日本の行政施策の質の改善に係る諸制度や独立行政監視機関の実態は三権分立が想定する機能を十分果たすものでなく、民主的統治システムに相応しい体制へ抜本的に変革することが望まれることを指摘する。

キーワード：化学物質総合管理、民主的統治システム、三権分立、行政監視機関、実績評価

Abstract: We examine here details of legal reformations for realizing integrated chemicals managements, practices regarding to the systematic risk assessment of existing chemicals and government performance evaluations by any independent government oversight sectors in Canada and Australia, in order to investigate essential roles of independent government oversight sectors, such as the Government Accountability Office (GAO) in United States of America which was considered in our previous article. As a result of the examination, we make it clear that the power separation of the legislature and the administration of all these countries are based on fundamentally the philosophy of the power separation of the three branches of government and that independent government oversight sectors are achieving their roles properly. It indicates, therefore, the urgent necessity of fundamental reformations of the Japanese governance system to more democratic ones.

Keywords: Integrated chemicals management, Democratic governance system, The power separation of the three branches of government, Government oversight functions, Performance evaluations

1. はじめに

前報では米国における TSCA (有害物質管理法) の修正に係る動きを多面的に考察した (星川他, 2010)。そして、2010 年の 4 月と 7 月に連邦議会の上下院に提出された TSCA 修正法案が次の 5 項を立法政策の重点としており、これらの政策によって現行 TSCA が抜本的に変革されることになれば、1992 年 6 月の UNCED (国連環境開発会議) におけるアジェンダ 21 第 19 章の採択以降、度重なる国際合意を経て現在 SAICM (国際化学物質管理の戦略的取組み) の枠組みに基づき世界が取り組んでいる化学物質総合管理の進展に大きく寄与することを指摘した。

- 1) 化学物質への曝露の有害影響から子供、労働者、消費者および公衆の健康を保護し、かつ、環境を保護する。
- 2) 取引される全ての化学物質が脆弱で影響を受けやすい集団および環境を保護するリスクベースの安全規準に適合することを要求する。
- 3) 取引する化学物質の流通を製造者および加工者に容認する条件として、製造または加工する化学物質について健康および環境に係る十分な情報を提供することを要求する。
- 4) 公衆および労働者が曝露しうる化学物質のハザードおよび使用に係る知る権利を保証するため、化学物質の安全性および使用に関する情報への公衆アクセスを最大化する。
- 5) 連邦政府と州政府の相互間ならびに地方自治体、部族政府および外国政府との協調関係を強化する。

米国のこの動きに関連する米国内の背景として、国内的には連邦議会に属する独立行政監視機関である GAO (政府説明責任庁) が長年にわたって TSCA の問題点を指摘してきたことがあった。そして国外の背景には、カナダ政府が 2006 年 12 月に CEPA1999 (カナダ環境保護法) に基づく新化学物質管理計画を発表し、また EU の執行機関である EC (欧州委員会) が 2003 年 10 月に議会と理事会に提出していた EU の新化学物質管理政策である REACH (化学物質の登録・評価・認可) 規則案が採択されるという動きがあった。

この報文では、TSCA の抜本的見直しに係る GAO などの独立行政監視機関の役割の重要性についてさらに考察するため、まずカナダおよびオーストラリアが 1980 年代に化学物質総合管理の法制を導入した経緯とその後の展開について概観した後、そして OECD (経済協力開発機構) の化学物質総合管理に係る理事会決議とカナダおよびオーストラリアの化学物質総合管理法制への変革との関連性および米国、カナダ、オーストラリアの 3ヶ国における独立行政監視機関等の活動の実態を調べ、それを踏まえて日本の現況における問題点を指摘する。

2. カナダおよびオーストラリアの化学物質総合管理への取組みの概要

(1) カナダの化学物質総合管理への取組みの概要

1) CEPA 1999 の制定の経緯

カナダの化学物質総合管理法制への変革は、1985 年に連邦政府が検討委員会を設置して ECA (Environmental Contaminants Act: 環境汚染物質法) を見直すことで開始された (Environ. Canada HP)。検討委員会の目的は有害化学物質により有効的に対処しうる法制について政府に助言することで、検討委員会の結論は ECA を含めた既存の法制は多角的な取組みを必要とする有害化学物質問題に対処するのに適切でなく、有害化学物質の全ライフサイクルにわたって包括的に管理する新たな法制、言い換えると、化学物質総合管理の法制が必要であるということであった。

そこで連邦政府は、検討委員会の結論を踏まえて作成した予備的な法制草案を 1986 年に発表し、さらにそれに基づく法改正草案を作成してパブリックコメント手続きを経て改正法案

にまとめた。そして連邦議会の上下院担当委員会がそれを審議して採択されたのが 1988 年に公布された現行法の前身である CEPA (カナダ環境保護法) である。

1988 年に公布された上記の CEPA は、有害化学物質の全ライフサイクルの各段階における管理の枠組みを提供する包括的な法律であり、化学物質総合管理の枠組みとして①既存化学物質リストの編纂、②リストに記載されない化学物質に対する新規化学物質の審査制度および③優先的にリスク評価を行うべき既存化学物質のリスク評価制度などを規定した。そして CEPA の 5 ヶ年施行実績に関する連邦議会による初回の法定レビューが 1994~1995 年に実施された。

この種の施行実績レビューにおいては連邦議会の上下院担当委員会が所管官庁（環境省と保健省）の提出する報告書に基づき詳細かつ長期のレビューを行って必要に応じて法改正を行う。それらの経緯とその後の状況は表 1 に示すとおりで、カナダにおいて既存化学物質の体系的なリスク評価制度を創設した CEPA1999 が制定されたのは、連邦議会による CEPA の 5 ヶ年施行実績レビューの結果であった。

表 1 CEPA (カナダ環境保護法) の制定とそれ以降における連邦議会による
 法施行実績の法定レビュー実施状況等

年月	事項
1988	ECA (環境汚染物質法) を抜本的に修正して CEPA (カナダ環境保護法) を制定
1994-1995	下院環境・持続可能発展委員会：CEPA の 5 ヶ年施行実績の法定レビューを行い、1995 年 6 月にレビュー報告書を発表
1995.12	連邦政府：下院環境・持続可能発展委員会が作成したレビュー報告書に基づき CEPA の刷新に関する文書を発表
1998.03	下院環境・持続可能発展委員会：上記の文書に基づき連邦政府が策定した法案 (C-32) について審議を開始
1999.09	連邦政府の提出法案に 250 件の修正を加えて CEPA1999 が成立 (2000 年 3 月発効)
2006.09	環境省／保健省：CEPA1999 の 5 ヶ年施行実績に係る論点書を発表
2006.12	連邦政府：CEPA1999 に基づく新化学物質管理計画を発表
2006-2008	議会：環境省／保健省が提出した論点書に基づき CEPA1999 に係る最初の法定レビューを実施

2) カナダの新化学物質管理計画の概要

カナダ連邦政府の首相は、CEPA1999 制定以降における既存化学物質のリスク評価の進展を踏まえて策定した新たな化学物質管理計画を 2006 年 12 月に発表した (Govern. Canada, 2006)。この新化学物質管理計画は CEPA1999 による産業用化学物質の管理だけでなく、PCPA (農薬管理法) および FDA (食品医薬品法) による既存農薬の再評価や新規農薬の評価および医薬品と個人介護用品の規制や化粧品のラベル表示などを含む包括的な化学物質管理計画であり、CEPA1999 に基づく産業用化学物質の評価・管理については図 1 に示す既存化学物質のリスク評価の実績と今後の計画が説明されている。

図 1 によると既存化学物質のリスク評価は、①既存化学物質リストに記載される全ての化学物質を対象とするカテゴリー分類、②カテゴリー分類で選別された化学物質を対象とするスクリーニングリスク評価および③スクリーニングリスク評価で選定された優先化学物質を対象とする詳細リスク評価の 3 段階方式で行われている。そして 2006 年 12 月の時点では、既存化学物質リストに記載される約 23,000 物質のカテゴリー分類が終了してスクリーニングリスク評価の対象物質として約 4,300 物質が選定され、それに加えて、先行的に選別された

詳細リスク評価が最も優先される約 200 物質について産業界がデータを提供してリスク評価を行うチャレンジ計画が設定された。なお、連邦議会による CEPA1999 の 5 年施行実績に関する初回レビューは表 1 に示したように 2006 年から 2008 年にかけて行われ、下院担当委員会の勧告が 2007 年 4 月に発表され、上院担当委員会の勧告が 2008 年 3 月に発表されているが、それに対する連邦政府の対応はまだ発表されていない。

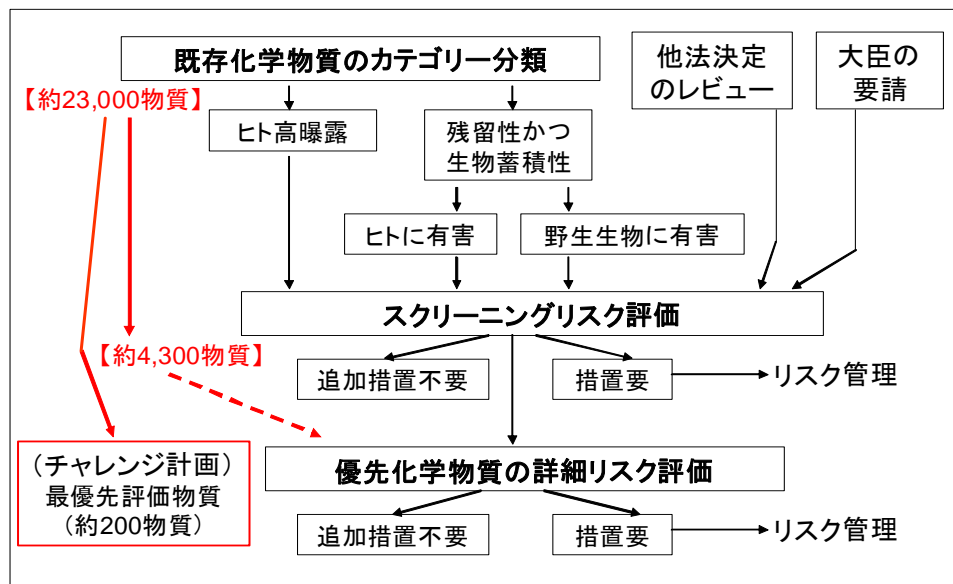


図 1 カナダの既存化学物質リスク評価の計画と実績の概要

(2) オーストラリアの化学物質総合管理への取組みの概要

1) NICNAS 制度の法制化による化学物質総合管理への対応

オーストラリアにおける化学物質総合管理の法制は、連邦議会が 1989 年に制定した IC(NA)法 (Industrial Chemicals (Notification and Assessment) Act: 産業用化学物質 (通知・評価) 法) に規定される NICNAS(豪州産業用化学物質通知・評価)制度として運用されている。この制度は表 2 に示すように、1981 年に連邦政府の環境省が法律によらない自主的な

表 2 オーストラリアの NICNAS (豪州産業用化学物質通知・評価)制度の
 設定経緯と既存化学物質リスク評価計画の見直し状況

年月	事項
1981	環境省：産業用化学物質の通知・評価に係る自主的な暫定制度を設定
1984.06	内閣環境評議会：産業用化学物質の通知・評価制度 (NICNAS) に関する検討書を発表
1986	暫定 NICNAS 制度の運用を環境省から労働衛生安全委員会 (NOHSC) に移管 * 現在、DoHA (保健・高齢化省) に属する NICNAS が所管
1989	IC(NA)法 (産業用化学物質(通知・評価)法)を制定 (1990 年 7 月発効)
1992	IC(NA)法に基づく NICNAS 制度が施行
1997.07	IC(NA)法の修正により産業用化学物質の製造輸入者の登録制度を設定
1998.04	NICNAS：既存化学物質リスク評価の増強計画を策定
2006.12	NICNAS：既存化学物質リスク評価計画の強化策に関する報告書を発表
2007.07	NICNAS：既存化学物質リスク評価計画の見直し実施戦略を発表
2010.02	NICNAS 局長：既存化学物質リスク評価計画見直しの進捗状況を公表

暫定制度として設定し、その運用実績を踏まえて1989年にIC(NA)法を制定して以下の事項を主な内容とするNICNAS制度として法制化された。

- ① 既存化学物質リストの策定
- ② 新規化学物質について事業者がリスク評価結果を添付して届け出る通知・評価制度
- ③ 既存化学物質について国民からの要請等に基づき優先評価物質を選定し事業者がデータを提出して行うリスク評価制度

このようにNICNAS制度が若干変則的な手続きを経て連邦政府が所管する法制度になった背景は、その当時オーストラリアにおいては連邦政府に産業用化学物質を管理する法律がなかったことおよび化学物質の使用に係る労働安全衛生管理、環境管理などの管理領域別の規制は州政府および準州政府が所管するという事情があったためと推測される。それゆえこのような所管の分担を踏まえてNICNAS制度のリスク評価書には、化学物質総合管理の観点から行われるリスク評価の結果に加えて、州および準州に対する勧告として、図2の中段以降に示すように適切な取扱い、労働衛生安全管理、環境曝露管理および公衆衛生管理に係る追加措置の必要性ならびにリスク評価に必要な追加データの有無などに関して一連の勧告が記述される。一方、連邦政府がリスク評価書の策定後に講ずる標準的な法定手続きは図2の前半部分に示すとおりである。

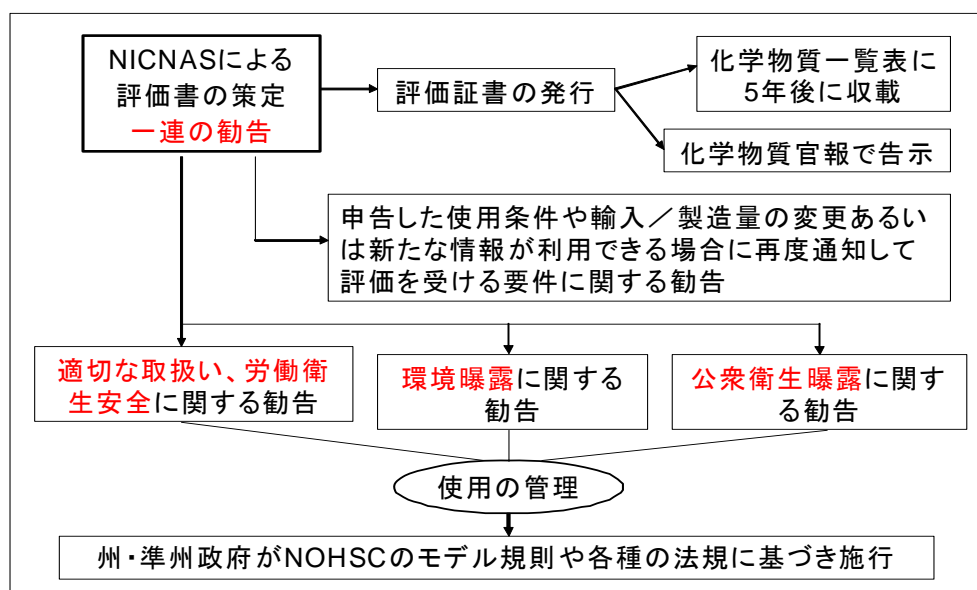


図2 NICNAS制度によるリスク評価とリスク管理等の概要

2) 所管庁によるNICNAS制度の抜本的見直しの状況

現在NICNAS制度の改善のために所管庁のNICNASが進めている活動として、前掲の表2に示した既存化学物質リスク評価計画を抜本的に見直す活動がある。その活動では1998年にNICNASが設定した既存化学物質リスク評価計画がその後の強化策にもかかわらず目標達成に程遠いことから、カナダ、EU、米国およびニュージーランドにおける既存化学物質リスク評価制度の見直しの動向を参照しつつ、IC(NA)法が規定する既存化学物質リスク評価制度を抜本的に見直してそれに対する改善策を連邦政府に提示している。しかし、NICNASは2006年12月に発表した23項目の改善策の実施戦略を2007年7月に発表したものの、2010年2月に発表したNICNAS局長信によると、連邦政府の最高政策決定機関であるCOAG(政

府間評議会) の関係閣僚検討部会に検討を委託した事項を除くと、2009 年 7 月時点で完了した改善策は主に透明性の改善など手続き的なものに限られている (NICNAS, 2007; 2010, 付表 1 参照)。この活動の進展がこのような状況である理由として、上記の COAG が 2006 年 2 月に設置した包括的な規制改革の取組みの動向が関係していると推測されるので、これについては後で取り上げる。

3. 両国の取組みと OECD の化学物質総合管理に係る理事会決議との関係

カナダおよびオーストラリアが化学物質総合管理への変革を実行した時期は、カナダの場合には既存の法律を抜本的に見直して新たに CEPA (カナダ環境保護法) を制定したのが 1988 年であった。一方オーストラリアの場合には、環境省が産業用化学物質の通知・評価に係る暫定制度を 1981 年に新設したが、その制度を IC(NA)法を制定して法制化したのは 1989 年であった。そこでこれらの時点を OECD (経済協力開発機構) の化学物質総合管理に係る理事会決議 (決定または勧告) の採択時期に重ねて示すと表 3 のようになる。

表 3 化学物質総合管理に係る主な OECD 理事会決議とカナダおよびオーストラリアの化学物質総合管理法制への変革の時期

年月	主な理事会決議事項
1974.11	化学物質の潜在的環境影響の評価に関する勧告 [C(74)215]
1977.07	化学物質の人および環境への影響を予測する手続きと要件の指針に関する勧告 [C(77)97]
1981	オーストラリア環境省 : 産業用化学物質の通知・評価に係る自主的な暫定制度 (NICNAS 制度) を設定
1981.05	化学物質評価データの相互受け入れ (MAD: Mutual Acceptance of Data) に関する決定 [C(81)30]
1982.12	化学物質の評価における上市前最小データセット (MPD: Minimum Pre-marketing Set of Data) に関する決定 [C(82)196]
1983.07	新規化学物質の届出における提出データの保護に関する勧告 [C(83)96]
	化学物質の商業機密データの交換に関する勧告 [C(83)97]
	化学物質の非商業機密データの OECD リストに関する勧告 [C(83)98]
1987.06	既存化学物質の体系的調査に関する決定・勧告 [C(87)90]
1988	カナダ : ECA (環境汚染物質法) を抜本的に修正して CEPA (カナダ環境保護法) を制定
1988.07	危険物質に関わる事故の予防と対応に係る政策決定過程における公衆への情報提供と公衆参加に関する決定・勧告 [C(88)85]
1989	オーストラリア : IC(NA)法を制定して NICNAS 制度を法制化
1989.10	優良試験所規範 (GLP: Good Laboratory Practice) 原則の遵守に関する決定・勧告 [C(89)87]
1991.01	既存化学物質の協同調査およびリスク削減に関する決定・勧告 [C(90)163]

カナダおよびオーストラリアが OECD の理事会決議の形成過程にどのように関わり、OECD が採択した理事会決議に国内でどのように対処したかは明らかでない。しかし表 3 から推測できることは、オーストラリア環境省が 1981 年に産業用新規化学物質の通知・評価制度を設定した取組みはそれ以前に OECD が決議した 2 件の理事会勧告に対応するものであり、一方カナダが 1988 年に CEPA を制定した取組みやオーストラリアが IC(NA)法を制定したことは、1987

年に OECD が採択した既存化学物質の体系的リスク評価に関する理事会決議に対応するものであったということである。

さらにこれら両国は、1999 年前後に既存化学物質のリスク評価・管理の強化のため該当法規の抜本的修正やリスク評価計画の増強を行っている。しかしこれらの取組みは、OECD の理事会決議への対応と見るよりは、むしろ 1992 年 6 月の UNCED (国連環境開発会議) で採択された人類の行動計画である「アジェンダ 21」に掲げられた重要課題である既存化学物質のリスク評価・管理の強化という国際合意への対応であったと考えるべきであろう。この見方を裏付ける一つの論拠は、図 3 に示すこの時期における米国と EU の既存化学物質の体系的なリスク評価に係る取組みの動きである (星川他, 2009)。

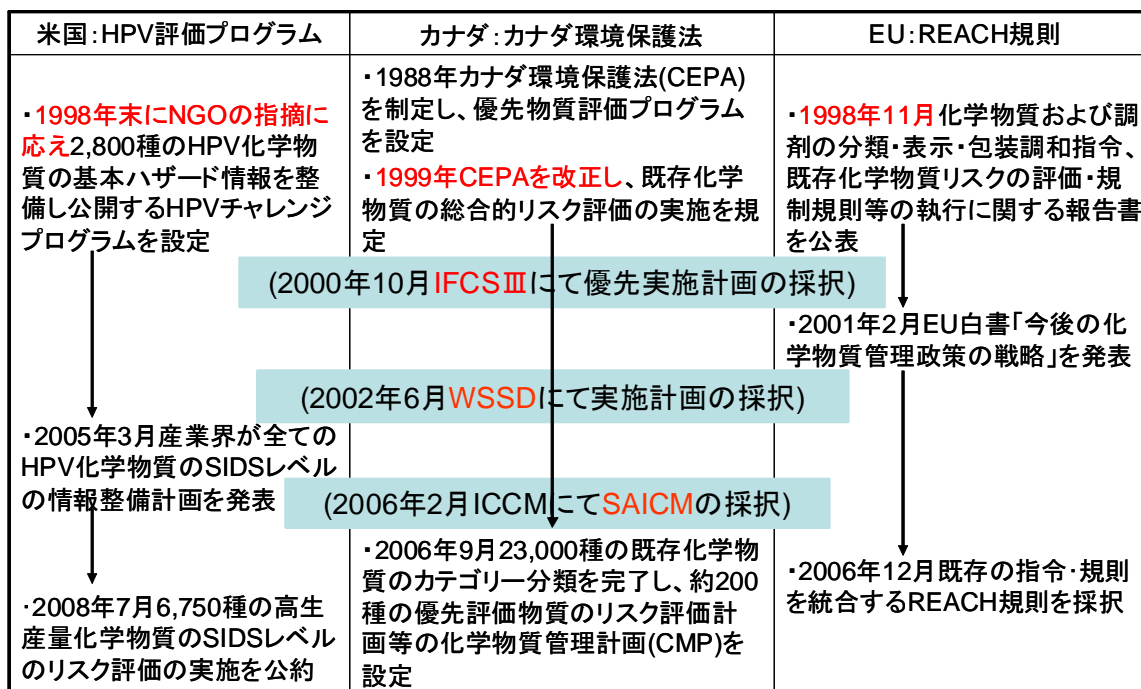


図 3 米国、カナダおよび EU の既存化学物質に係る包括的なリスク評価管理施策の設定時期と関連国際会議の開催時期

つまり、米国では NGO が行った高生産量 (HPV) 化学物質に関する分析データに基づく具体的な指摘に応じて USEPA (米国環境保護庁) が産業界との協同プロジェクトを設置し、約 2,800 種の高生産量化学物質について OECD が確立した SIDS (スクリーニング情報データセット) のハザード情報を整備して公開する HPV チャレンジ計画に着手した。

一方 EU では、加盟国環境大臣が 1998 年 4 月に開催した非公式会合において化学物質に関する情報の不足と関連法規の施行に対する懸念を表明し、EU の行政機関である EC (欧州委員会) がその懸念に応じて 1999 年に指令 67/548/EC など関連 4 法の施行実績の分析と改善策に関する報告書を作成した。そしてその後の展開は、表 4 にも示すように、1999 年 5 月に欧州環境理事会が EC に対して化学物質管理に係る新戦略案を 2000 年末までに策定するよう指示し、その取組みの結果として EU の新化学物質政策である REACH (化学物質の登録・評価・認可) 規則が 2006 年 12 月に欧州議会と欧州理事会で採択され、2007 年 6 月に発効した。

以上に紹介した 4 ヶ国の化学物質総合管理法制に係る取組みを全体的に眺めると、それぞれの国の取組みの内容や時期は異なるが、いずれの国も化学物質総合管理の必要性や有効性を重視する時代の潮流に適切に対処して、それを国内に取り入れるため既存法制を柔軟かつ大胆に改変したり、リスク管理政策の確立やリスク管理手法の標準化に関する国際活動に参画して国

際的な合意形成に貢献する方向で取り組んだりしてきたことが推測される。

表 4 EU の新化学物質政策の検討から REACH 規則の採択に至る過程

年月	出来事
1998.04	加盟国環境大臣：非公式会合で化学物質に関する情報の不足と関連法規の施行に対する懸念を表明
1998.05	欧州委員会(EC)：指令 67/548/EEC 等 4 法の施行実績に関する 3 ヶ年報告書を作成
1998.11	EC：指令 67/548/EEC 等 4 法の施行に関する報告文書 SEC(1998) を発表
1999.05	EC SLIM フェーズ IV 班：危険物質（指令 67/548/EEC）に関する最終報告書を発表
1999.06	環境理事会：新戦略案を 2000 年末までに作成するよう EC に指示
2001.02	EC：今後の化学物質政策の戦略を提案する白書を採択
2003.10	EC：REACH 規則案を採択して欧州議会および理事会に提出
2006.12	欧州議会・環境理事会：REACH 規則を採択（2007.6 発効）

そして各国の化学物質管理政策のこのような柔軟性や国際協調性の根源については、立法府が中心となって既存法規の有効性や効率性を定期的にレビューする制度が定着していることおよび行政府が執行する法制や事業に対して行政府と同等の権限を持って独立的に実績評価を行い、その結果に基づく改善策を立法府に提言しうる独立した行政監視機関や諮問機関の存在が注目される。

以下においては、後者の独立行政監視機関の役割について考察するため、まず前報で取り上げた米国の統治システムにおける GAO（政府説明責任庁）の役割について紹介した後、カナダおよびオーストラリアの状況について概観する。

4. 化学物質総合管理への変革における独立行政監視機関等の役割

(1) 米国の GAO の役割

米国の統治システムの特徴は大統領制の下で立法、行政および司法の厳格な三権分立体制が整備されていることであり、そのため連邦議会には付属機関として独立行政監視機関である GAO が設置され、大統領府には主に連邦政府の予算を所管する OMB (Office of Management and Budget; 管理予算局) が設置され、そして各行政機関に主にその機関の会計検査を担う監視機関として OIG (Office of Inspector General: 監察総監室) が設置されている (図 3 参照)。

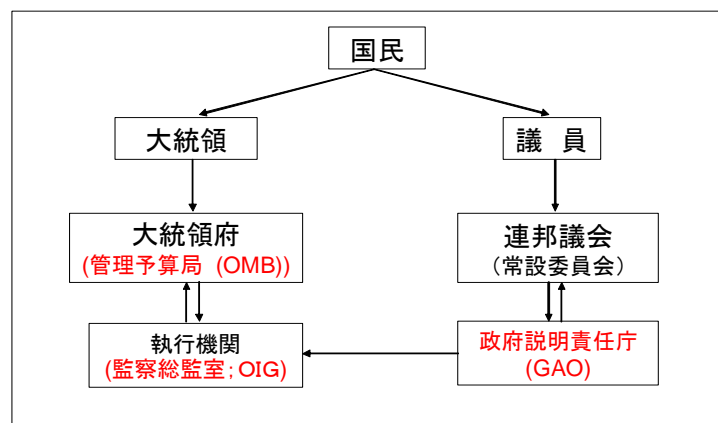


図 3 米国の統治システムにおける GAO など行政監視機関の設置状況

これら 3 つの監視機関の主な任務は表 5 に示すとおりで、その中で GAO が担う役割は納税

者である国民の利益となるように連邦議会を支援して連邦政府の実績（パフォーマンス）を改善し説明責任を果たすことである。そのため GAO は、上下院の委員会や委員の要請あるいは GAO 独自の判断で事実に基づく客観的な報告書を連邦議会に提出したり、上下院の委員会等における公聴会で証言したりしている。例えば、2005 年以降に GAO が TSCA の見直しに関して発表した報告書および両院での証言の状況を示すと表 6 のとおりである。

表 5 米国統治システムにおける GAO、OMB および OIG の主な任務

GAO: Government Accountability Office : 政府説明 責任庁	1) GAO は議会のために活動する独立した超党派の組織で、納税者が支払う税金を連邦政府がどのように費やすかを調査する。 2) GAO の活動は議会の委員会や小委員会の要請または法律や委員会報告書の付託によって行われる。 3) GAO は連邦政府の執行をより効率的、効果的で、公正かつ公平にするべく議会および執行機関の長に助言する。
OMB: Office of Management and Budget : 管 理予算局	1) OMB は大統領の公約と優先課題を全執行部門に徹底することを任務とする。 2) 具体的には、①予算の策定と実行、②管理、つまり各部門のパフォーマンス監視、③執行部門が担う重要な連邦規制の調整とレビュー、④法案の提出と調整および⑤部門長への大統領令や大統領メモの発出を行う。
OIG: Office of Inspector General : 監察総 監室	1) OIG は 1978 年監察総監法により各行政機関に設置された独立した組織で、EPA 内の OIG の役割はより効率的かつ効果的に環境を保護することで EPA を支援する。 2) OIG は経済性と効率性を促進し、かつ、不正、浪費および悪用を検出するため EPA と請負者を監査し、評価しそして検査する。 3) OIG は EPA 内にあるが、独立性を確保するため資金を EPA に関係なく議会が提供する。

表 6 GAO の 2005 年以降における TSCA 見直しに係る報告書・証言等

年月	報告書・証言
2005.6	議会要請者への報告 化学物質規制: 健康リスクを査定し化学物質評価計画を管理する EPA の能力を改善する選択肢 GAO-05-458
2005.11	報告書: 米国、カナダおよび EU の取組み GAO-06-217R
2006.8	上院証言 化学物質規制: EPA の化学物質評価計画の実効性を改善する措置が必要 GAO-06-1032T
2007.8	議会要請者への報告 化学物質規制: 有害物質のリスクに対処する米国と最近成立した EU の取組みの比較 GAO-07-825
2008.4	上院証言 有害物質: EPA の新たな評価プロセスは化学物質の評価および規制で直面する EPA の課題を拡大 GAO-08-743T
2009.1	(GAO のハイリスク課題に「有害化学物質の評価管理に係る EPA プロセスの改変」を指定)
2009.2	下院証言 化学物質規制: TSCA の実効性を強化する選択肢 GAO-09-428T
2009.6	下院証言 EPA 化学物質評価: プロセスの変革が主要な問題に対処する能力を拡張 GAO-09-774T
2009.12	上院証言 化学物質規制: TSCA の改善に関する監視 GAO-10-419T

この時期には EU の新化学物質管理政策である REACH 規則の提案・採択に係る様々な動きおよびカナダの CEPA1999 に基づく既存化学物質リスク評価計画の進展があり、そうした化学物質管理政策の国際的動向を踏まえた GAO の TSCA の見直しに係る見解については前報で詳しく説明したとおりである (星川他, 2010)。

加えて GAO には、行政活動全般に関して不正、浪費または悪用などの不正管理のリスクがとりわけ高い主な行政課題をハイリスク課題に指定して独自に調査する「ハイリスク計画」があり、2009 年には「医療用製品の監視強化による公衆衛生の保護」などとともに「有害化学物質の評価管理に係る EPA プロセスの改変」をハイリスク課題に指定している。GAO が TSCA の抜本的見直しの緊急性を強く主張している背景にはこのような事情もある (GAO, 2009)。

(2) カナダにおける独立行政監視機関等の状況

カナダは 10 の州と 3 つの準州からなる連邦国家で議院内閣制を採用している。そして連邦政府に対する独立行政監視機関として、日本の会計検査院に相当する独立会計検査機関である OAG (Office of the Auditor General: 監査総監庁) がある。しかしその活動は、日本の会計検査院に比してはるかに広範で活発である。例えば、1995 年に OAG に設置された CESD (Commissioner of the Environment and Sustainable Development: 環境・持続可能発展担当理事) は、1992 年 6 月の UNCED (国連環境開発会議) で採択されたアジェンダ 21 に対するカナダ政府の主要な対応策の一つである。その役割は連邦政府の各部門がそれぞれの事務事業の持続可能な発展に係る戦略を策定して実行する政府計画の実行を監視することおよび連邦政府、連邦議員および公衆の持続可能な発展に関する認識と連携を強化することであり、連邦統治システムにおける OAG と CESD の位置付けを図示すると図 4 のようである。

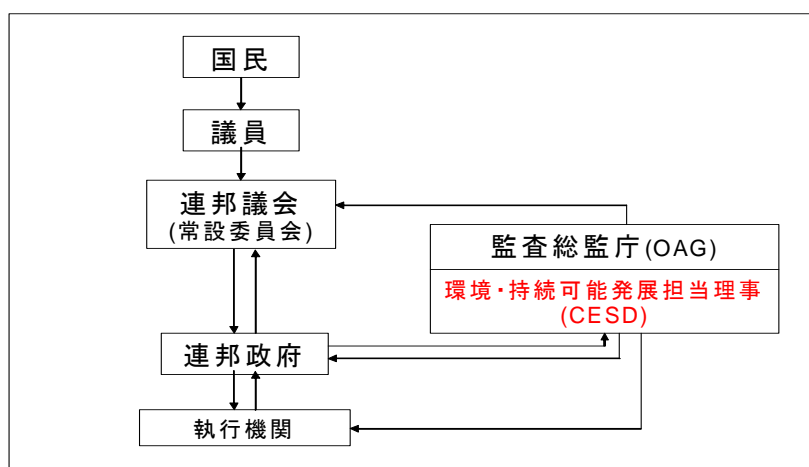


図 4 カナダの独立行政監視機関の状況

つまり、独立行政監視機関の OAG は、従来から行っている財務監査に加えて、連邦政府の各部門の活動に関して持続可能な発展の観点から実績評価を行って連邦議会に報告する役割を担うこととなった。そして CESD の報告書は 1997 年から作成されているが、化学物質管理に関する事項は表 7 に示すように 1999 年以降の報告書で度々取り上げられている。

カナダが 1995 年に OAG に CESG を設置し、その定例報告書に化学物質適正管理に係る課題が度々取り上げられていることは、化学物質適正管理の課題が IFCS (化学物質安全政府間フォーラム) の下で国際協調的に積極的に遂行されてきたことおよびカナダ政府がその国際協調活動に呼応して CEPA に基づく化学物質総合管理を着実に執行することを重要な課題としてきたことを証左するものである。

表7 環境・持続可能発展担当理事の化学物質管理に係る報告例

年	報告書の該当項目等
1997年	1997年3月報告書 *CESDの最初の報告書
1999年	1999年5月報告書 第3章 有害物質に伴うリスクの認識：連邦政府の基盤の欠陥 第4章 有害物質のリスク管理：進展の障害
2002年	2002年10月報告書 第1章 有害物質再評価
2008年	2008年3月状況報告書 第1章 化学物質管理 - CEPA1999による評価物質
2009年	2009年秋報告書 第2章 有害化学物質のリスク

なおカナダにおける化学物質総合管理法制への変革は、1988年にECA(環境汚染物質法)を廃してCEPAを制定したときも、また1999年にCEPAを抜本的に修正してCEPA1999を制定したときも、連邦議会による既存法規の5ヶ年ごとの法定実績レビューを契機に行われた(表1参照)。例えば後者の場合、政府が提出した5ヶ年施行実績報告書に対して下院担当委員会がレビュー報告書を作成し、そのレビュー報告書に基づき連邦政府が作成した修正法案に対して下院担当委員会が徹底的な討議を行い250件もの修正を加えてCEPA1999を成立させている。このような立法府と行政府の緊張関係に充ちた建設的な連携活動を経て法律を成立する手続きが三権分立の立法府と行政府の本来のあり方であるとすれば、そのような状況におけるCESDの他の重要な役割は、連邦議会に提出するCESD報告書が連邦議会だけでなく、連邦政府においても同等の権限をもつ第三者の見解として参照されることである。

(3) オーストラリアの独立行政監視機関等の状況と規制改革に係る取組みの概況

1) オーストラリアの独立行政監視機関等の状況

オーストラリアは6つの州と2つの準州からなるカナダに類似する連邦国家で、その連邦統治システムの概要は図5のとおりである。つまり、連邦議会に対する独立行政監視機関として日本の会計検査院に相当するがはるかに広範かつ活発なNAO(National Audit Office; 会計検査庁)があり、財務監査のほかに政府の施策や事務に対する実績評価を担っている。

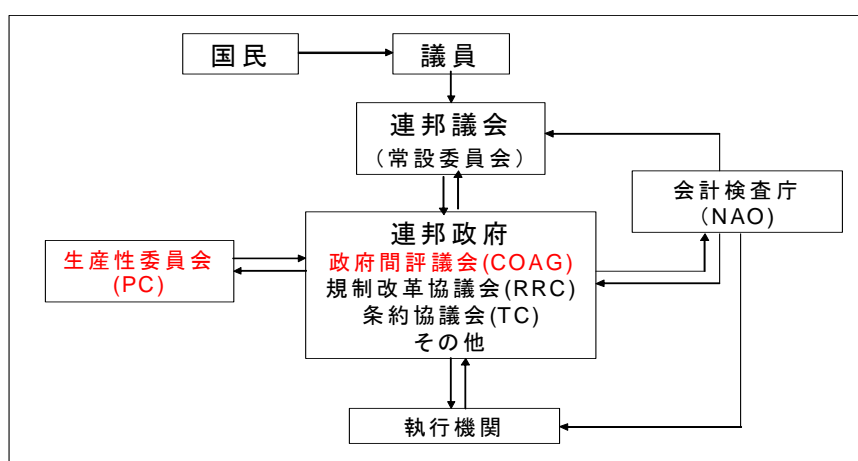


図5 オーストラリアの行政監視機関等の状況

しかし NAO が化学物質管理に関して実績評価を行った形跡は見当たらない。そのため以

下においてはオーストラリアの連邦政府の大きな特徴である COAG (Council of Australian Governments; 政府間評議会) と連邦政府の諮問機関である PC (Productivity Commission; 生産性委員会) の活動について概観する。

COAG という組織は 1992 年 5 月に PM&C (Department of the Prime Minister and Cabinet; 首相・内閣府) に設置された州、準州と連邦政府の各政府機関の間の最高の協議機関である。その構成は総理大臣、各州知事および準州の代表閣僚であり、主な任務は国家として重要な政策の改変の実行および各政府機関が協調して取り組むべき共通事項に係る活動の主導、確立および監視で、COAG の下に規制改革に係る閣僚協議会 (Regulatory Reform Council)、国際条約に係る条約閣僚協議会 (Treaty Council) など数多くの閣僚協議会 (Ministerial Council) が設置されている。

一方 PC (Productivity Commission; 生産性委員会) は、1998 年 4 月に既存の関連諮問機関を統合して設置されたミクロ経済分野を対象とする独立諮問機関で、その使命として①連邦政府に独立した分析と助言を行うこと、②透明で公衆に開かれた手続きを用いることおよび③特定の産業や団体の関心でなく、社会の福祉に役立つ包括的な課題に取り組むことを掲げている。

オーストラリアにおける化学物質総合管理への変革は、表 2 で示したようにもっぱら所管省庁を中心に IC(NE)法の制定による NICNAS 制度の法制化と既存化学物質のリスク評価計画の見直しなどが遂行されてきた。しかしその動きとは別に、COAG と PC が産業の競争力を強化する規制改革の観点から化学物質管理法制の全体的な見直しに取り組んでいるので、以下において若干の説明を加える。

2) COAG の規制改革に係る取組みの概況

COAG は 2006 年 2 月の会合で NRA (National Reform Agenda; 国家改革計画) を採択してオーストラリアの規制改革に係る大掛かりな取組みを開始した。NRA は国民の生活レベルと公共サービスの格段の向上を実現するため、人的資本、競争および規制改革の 3 つの課題を重点的に取り上げて国の生産性と労働力の活用を根本的に改善することを意図した計画であり、規制改革に関して主に次の 3 点を合意した (COAG HPa)。

- (I) 連邦、州・準州および地方自治体の 3 つの管轄レベルが国民に賦課する規制負担を抜本的に軽減することを目標に据え、①効率的で公正な市場の確保、②消費者と環境の保護、および③企業に対する統治規準の適用が最善の規制規範に不可欠であることを合意した。
- (II) 連邦、州・準州および地方自治体の責務として、①法規の新設または改正で効率性を最大にするため不要な規制コストや競争制限などを回避する手続きを定めること、②規制改革の優先順位付けに資するため既存規制がもたらす産業と社会に対する正味の便益を定期的に見直すこと、③管轄を超えて規制の整合性を向上させ、規制や規制機関の役割と運営の重複や共通部分を削減するため更なる改革課題を確定することなどを合意した。
- (III) そして重複や整合性に欠けるため経済活動を妨げる 6 件の管轄をまたぐ規制分野を「ホットスポット」に指定することを合意した。「ホットスポット」はその後、4 件が追加されて現在以下の 10 件となっている (COAG, 2007)。

- | | |
|----------------|-----------------------|
| イ) 鉄道安全規制 | ロ) 労働衛生安全 |
| ハ) 国家取引計量法 | ニ) <u>化学物質とプラスチック</u> |
| ホ) 開発アセスメント手続き | ヘ) ビル建設規制 |

- ト) 環境アセスメント チ) 産業登録制度
 リ) 個人財産保障 ヌ) 製品安全

2006年2月のCOAGの会合以降における化学物質総合管理の改変に係る主な取組みは、表8に示すようにCOAG閣僚検討部会が2008年7月にまとめた早期達成課題の設定および2008年8月にPCが発表した化学物質とプラスチックの規制改革に関する研究報告書とそれに対するCOAGの対応である(PC, 2008)。

表8 COAGおよびPCの化学物質総合管理の改変に係る取組みの概要

2006.02	COAG(政府間評議会): 化学物質とプラスチックに係る規制政策の問題点を認識して関係閣僚で構成する検討部会の設置を決定
2007.04	COAG: 規制改革の包括的な取組課題を決定
2008.07	COAG: 閣僚検討部会が作成した規制改革の早期達成課題を決定
2008.08	PC(生産性委員会): 化学物質とプラスチックの規制改革に関して30件の勧告を記述した研究報告書を発表
2008.11	COAG: 化学物質とプラスチックの規制改革を監視する統治枠組み(SCOC: 化学物質に関する常設委員会)の設置などを決定
2009.12	COAG: SCOCの設置に関する州および準州との覚書を締結

COAG閣僚検討部会が2008年7月にまとめた前者の「早期達成課題」は、COAGがPC(生産性委員会)に委託した化学物質とプラスチックの規制改革に関する調査研究とは別に、NICNASがCOAG閣僚検討部会に検討を委託していた付表1に示す事項など早急に対応すべき課題を取り上げたものである。

一方後者のPCの研究報告書とそれに対するCOAGの対応については、PCが2008年8月に化学物質とプラスチックに係る規制分野ごとに提示した30件の勧告の要点を付表2に示すが、化学物質総合管理の観点から特に注目すべき勧告は、勧告3.1の化学物質に係る常設委員会の設置と勧告4.1~4.6のNICNASの役割の明確化や体制整備の勧告である。

とりわけ化学物質常設委員会の創設は、2008年11月に開催されたCOAG会合でPCの勧告に応じて連邦政府内に設置することを決定し、さらに2009年11月にCOAGが州および準州との覚書を締結している。覚書に記載される委員会の名称、目的、役割などの要点は以下のとおりで、まさにオーストラリア連邦国家において州の管轄を超えて化学物質総合管理を中核的に担う機関の創設である。

名称: COAG化学物質常設委員会(Standing Committee on Chemicals; SCOC)とする。

目的: 化学物質とプラスチックに係る実効的で効率的な国の規制体系を確立する。

役割:

- 化学物質とプラスチックの規制のため新たな統治の枠組みを調整して実行する。
- 化学物質とプラスチックの規制改革の適時性、実効性および整合性を監視する。
- 大臣間または管轄間の化学物質とプラスチックに係る主導的政策が最もよく進展するようCOAGや閣僚協議会等に助言し、勧告を行う。関係する閣僚協議会は衛生閣僚会議、輸送協議会、環境保護・遺産協議会、一次産業協議会、職場環境協議会および化学物質の国家安全面に係る閣僚である。
- 関係する政策領域にまたがる化学物質に固有な政策設定の整合性を評価するフォーラムを主催する。関係する政策は、公衆衛生、労働衛生安全、輸送安全、環境保護

および国家安全である。

- e. 化学物質とプラスチックに係る規制改革の国として調整される取組みおよびハザードとリスクの評価方法論や化学物質の分類・表示の世界調和システム (GHS) のような国際規準の整合性のある適用を監督する。
- f. 大臣間または管轄間にまたがる規制提案の調整された作成に規制影響分析の入力を含めて支援する。

5. おわりに代えて—日本の統治システムの現状と問題点—

米国と EU に加えて、カナダとオーストラリアの化学物質総合管理法制への変革の経緯や既存化学物質の体系的リスク評価の取組状況を概観してみて、それらの国にこのような取組みを可能にした統治システムの共通的な特徴として、①立法府が中心となって既存法規の有効性や効率性を定期的にレビューする制度が定着していること、②行政府が執行する法制や事業活動に対して行政府と同等の権限をもって独立的に実績評価を行い立法府に提言する独立行政監視機関が存在すること、さらには③国際会議でのアジェンダ 21 の採択に呼応してアジェンダ 21 への国内対応を監視する独立監視機関などを設置したことが注目された。

これらのうち前二者は、三権分立の民主主義を国是とする国家では当然備わっているべき統治制度であると考えられるが、以下に概観するように日本の現状システムにはいずれも備わっていない。

(1) 行政政策の質の改善に係る制度の実態

政府は戦後型行政システムの根本的な変革のため、1996年11月に行政改革会議を設置して本格的に取り組みだした。そして1997年12月に公表された最終報告には行政改革の理念と目的が表9のように明示された(行政改革会議, 1997)。

表9 行政改革の当初の理念と目的

<p>1. 戦後型行政の問題点</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 個別事業の利害や制約に拘束された政策企画部門の硬直性(2) 利用者の利便を軽視した非効率な実施部門(3) 不透明で閉鎖的な政策決定過程と政策評価・フィードバック機能の不在(4) 各省庁の縦割りとしらの所管領域には他省庁の口出しを許さぬという専権的・領土不可侵の所掌システムによる全体調整機能の不全 <p>2. 行政改革の目的</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総合性、戦略性の確保 (2) 機動性の確保(3) 行政の透明性の確保<ul style="list-style-type: none">1) 行政情報の公開と国民への説明責任の徹底2) 国民的視点からの公正な政策評価機能の向上3) 企画・立案と実施の分離内部化されて不透明であった企画機能と実施機能の関係を外部化し、両者の相互作用を白日の下に置くことにより、これまで不十分であった政策評価の制度的位置づけを与える。(4) 効率性、簡素性の追求
--

つまり、戦後型行政システムについて変革すべき点は、政策企画部門の硬直性、不透明で閉鎖的な政策決定過程、各省庁の縦割りと全体調整機能の不全などであることを明確に指摘した上で、これらを抜本的に是正するための行政改革の目的・目標は、政策課題への対応の総合性、戦略性、機動性などの確保、行政の政策決定の透明性の確保、行政の効率化や簡素化の追求などであることを明示的に掲げた。そして例えば、行政政策の質の改善に関して2007年8月までに表10に示す4件が導入されている。

しかしそれらの制度の実態は、いずれも所管府省の縦割りを前提としつつバラバラに導入されてきたもので、行政改革の当初の目的に照らした実効性については第三者的に検証されていないという大きな欠落がある。さらに、各府省が自ら行う政策評価の最近の取組みを概観すると、各府省の政策体系と予算の大枠がこの制度によって裏付けられることから縦割り行政をより強固にする手段になっていることが危惧される(星川他, 2008)。

表 10 行政政策の質の改善に係る制度の概要

<p>1. パブリック・コメント制度 2005年10月の「行政手続法」の改正により導入された、法律に基づき政省令等を定める際に行う意見公募手続制度</p> <p>2. 規制見直し制度 2007年6月閣議決定の「規制改革推進のための3か年計画」により導入された、「一定期間が経過した規制の見直し基準」に基づく規制の周期的見直し制度</p> <p>3. 規制事前評価制度 次項に掲げる政策評価法の2007年8月施行令改正により導入された、「規制の事前評価に関するガイドライン」に基づく規制事前評価制度</p> <p>4. 政策評価制度 2001年6月制定の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)により導入された行政機関が自ら行う政策評価制度</p>
--

(2) 独立行政監視機関の実態

日本の独立行政監視機関として会計検査院がある。この機関の独立性は憲法と会計検査院法によって国会、内閣、裁判所のいずれにも属さない機関と規定されている。しかしその主な任務は行政機関の財務監査であって、法規の執行を含めた行政活動の実績を評価する、いわゆるパフォーマンス評価ではない。こうした事情を背景にして国会の行政監視機能の強化が議論された1996年には、民主党が提出した行政監視院法案を廃案にして、各議院の委員会活動等の活性化策として、国会法だけでなく、会計検査院法も改正され以下のことが決定されている(衆議院憲法調査会事務局, 2003)。

- ① 衆議院決算行政監視委員会および参議院行政監視委員会の設置
- ② 行政監視に資する制度の整備・創設
 - イ) 報告書・記録の提出要求制度の整備
 - ロ) 会計検査・報告要請制度の創設
 - ハ) 衆議院委員会が調査局長または法制局長に下調査を行わせる「予備的調査制度」の創設
- ③ 衆議院調査局の設置等

しかしこれら制度のその後の運営状況は、各府省の活動について実績評価を適度に行っている気配は認められず、また新たに設置された報告要請制度にしても年間数件程度の調査要請だけで十分活用されている状況ではない。それゆえ独立行政監視機能に関する日本の実態は、立法府と行政府の役割分担が三権分立の想定する本来の役割になっていないことが足枷となっており、上記のように国会法や会計検査院法の改正によって中途半端な制度を設けても実効的な効果を発揮することができず、むしろ状況をさらに悪くしているのではないかと危惧せざるを得ない状況である。

(3) 化学物質総合管理の国際目標に化審法改正を関連付ける非論理性的の問題

関係府省は化学物質審査規制法（化審法）の改正に係る説明において2002年ヨハネスブルグ世界首脳会議（WSSD）で採択された実施計画の2020年達成目標をしばしば引用している。しかしこの達成目標の真意は、その10年前の1992年に人類の行動計画として採択されたアジェンダ21第19章に基づく化学物質総合管理の世界的な進展を踏まえ、さらに10年後の2020年までに次の目標を実現する適正な化学物質総合管理を世界的に達成しようというものである。

「WSSD 実施計画第23項：持続可能な発展および健康と環境の保護のため、ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21の公約を更新しつつ、予防的取組みに留意した透明性のある科学に基づくリスク評価手続きとリスク管理手続きを用い、化学物質が健康と環境に及ぼす著しい悪影響を最小としうる方法で使用かつ生産されることを2020年までに達成する。」

それゆえこの目標は、図3にも例示したように、米国とEUだけでなく、カナダやオーストラリアの既存化学物質の体系的なリスク評価やリスク管理の見直しの動きの論拠になるものである。

しかし、日本の多様な化学物質取締法の一つの法律にすぎない化審法を部分的に改正しても国としてこの国際合意に対応できないことは明白であり、かつ、化学物質総合管理における化審法の役割が図6に示すように限定的であることを考えれば、化審法改正の目的にヨハネスブルグ世界首脳会議の実施計画を引用したことは極めて不適切であった(星川他, 2009c)。このような論理性に欠ける行政行為やそれに基づく公式文書が社会に流通する一因は行政府と同格の独立行政監視機関が存在しないという日本の統治システムの欠陥の表れであるが、今回の事例から推察してもその病根は深刻である。現在の統治システムは改めて体系的に見直し抜本的に変革する必要がある。

1) 物理化学的性状、環境中運命等の調査						
2) ハザード分類（GHS基準に基づく全体的なハザード分類）						
物理化学的危険性（16項目）、健康有害性（10項目）、環境有害性の包括的な分類						
3) ハザード評価（量 - 反応関係、管理指針値等の設定）						
物理化学的危険性	急性毒性	感作性	亜慢性／慢性毒性	生殖毒性	発がん性	環境有害性
4) 曝露評価（曝露形態別等の全体的な評価）						
労働作業曝露	製品使用曝露	室内環境曝露	環境経由曝露	環境生物曝露		
5) リスク評価（リスク領域別の全体的な評価及び管理方策の確定）						
設備安全	物流安全	労働者安全	製品安全	消費者安全	環境安全(第二種特定化学物質の指定)	
6) リスク管理（対策の実施、点検、改善）						
7) コミュニケーションの確実な実施						
作業規程類	安全データシート	表示・ラベル	製品取扱説明書	環境報告書、CSRレポート等		

図6 化学物質総合管理の評価・管理要素全体に対する改正化審法の限定的な役割

参照資料：

1. COAG HPa : Council of Australian Governments – Communique – 10 February 2006
http://www.coag.gov.au/coag_meeting_outcomes/
2. COAG HPb : Council of Australian Governments – Communique – 29 November 2008
http://www.coag.gov.au/coag_meeting_outcomes/
3. COAG (2007): COAG Regulatory Reform Plan April 2007
4. COAG (2009): Memorandum of Understanding for Chemicals and Plastics Regulatory Reform, 7 December 2009
5. Environ. Australia (1998): National Profile of Chemicals Management Infrastructure in Australia. Environmental Australia, Nov. 1998
6. Environ. Canada HP: CEPA Environmental Registry, General Information, History of CEPA. <http://www.ec.gc.ca/lcpa-cepa/>
7. GAO (2009): Report to the Congress HIGH-RISK SERIES An Update. GAO-09-271, January 2009
8. Govern. Canada (2006): Canada's New Government improves protection against hazardous chemicals. 8 Dec. 2006 <http://www.chemicalsubstanceschimiquis.gc.ca/>
9. NICNAS (2007): Promoting safer chemicals use: towards better regulation of chemicals in Australia IMPLEMENTATION STRATEGY for Recommendations arising from the Review. Dept. of Health and Aging, NICNAS, July 2007
http://www.nicnas.gov.au/About_NICNAS/Reforms/
10. NICNAS (2010): The letter sent by Director of NICNAS. February 2010
http://www.nicnas.gov.au/About_NICNAS/Reforms/
11. PC (2008): Chemicals and Plastics Regulation, Productivity Commission Research Report. July 2008
12. 行政改革会議 (1997) : 最終報告, 1997 年 12 月
13. 衆議院憲法調査会事務局 (2003) : 「財政 (特に、会計検査制度と国会との関係 (両院性を含む) を中心として)」に関する基礎的資料、統治機構のあり方に関する調査小委員会、2003 年 6 月 5 日の参考資料、衆憲資第 30 号、2003 年 6 月
14. 星川欣孝、増田優 (2008) : 化審法等見直し・改正と政策評価制度等に関する考察 (1) — 化審法等の見直し・改正の合規的なあり方—、日本リスク研究学会 第 21 回年次大会発表予稿論文集, 133-138 (2008)
15. 星川欣孝、増田優 (2009a) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 9) — 国権の最高機関の決議に応える要諦は国際合意の誠実な履行—、化学生物総合管理, 5(2), 152-172 (2009)
16. 星川欣孝、増田優 (2009b) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 10) — 化審法改正の問題点と国会附帯決議への対応の重点—、化学生物総合管理, 5(2), 173-191 (2009)
17. 星川欣孝、増田優 (2009c) : 化審法改正の問題点と SAICM 国内対応の課題に関する考察 — 国権の最高機関の決議は化学物質総合管理の実現を指向—、日本リスク研究学会 第 22 回年次大会講演論文集, 231-236 (2009)
18. 星川欣孝、増田優 (2010) : 化学物質総合管理による能力強化策に関する研究 (その 11) — TSCA の修正は化学物質総合管理法のさらなる進展—、化学生物総合管理, 6(2), 152-178 (2010)

付表1 既存化学物質リスク評価計画の見直しに係る NICNAS の勧告事項の
 2009年7月時点での取組状況

1. コミュニケーション		状況
3.1	既存化学物質リスク評価計画に対する地域社会の認識、教育および参加を促す。	未
3.2	産業用化学物質の安全評価と管理に係る関係者手引きを作成して公表する。	取
3.3	この計画に関連する国際化学物質安全情報と論点の現状認識に関して公報を発行する。	完
5.1	NICNAS に関係ない事項を選び分けて移行させたり応答やリスク評価の必要レベルを定めたりする手続きを作成し修正して公表する。	未
2. スクリーニング、優先順位付けおよび評価の成果物		
4.1	懸念される化学物質をスクリーニングする包括的な枠組みを確立する。	取
4.2	AICS（既存化学物質リスト）の収載化学物質をハザードもしくはリスク指標項目でスクリーニングする。	未
4.4	優先順位付けに必要な川下用途情報を検索する事情を確定する枠組みを確立する。	未
5.2	評価のために化学物質を優先順位付けする科学的な判断基準を策定する。	取
5.3	優先順位付けの手続きと決定事項を発表する。	未
5.4	新規化学物質として評価された既存化学物質の二次的通知手続きを簡略化する。	取
6.1	意図した結果や目的に応じたりリスク評価に適した新規成果物のあり方を確立する。	取
6.2	新規なリスク評価方式ごとの情報要件を策定する。	取
3. モニタリング		
4.3	モニタリング調査および市販後の報告について国の調整システムの可能性を検討する。	取
4. 協議		
5.5	MOU を含む調整および協同の改良手続きについて州政府と準州政府で検討する。	取
5.7	カナダとの2国間合意を拡張して既存化学物質を含めることを検討する。	完
5.8	他の主要な通商国との同様な合意の締結について検討する。	取
5. COAG 閣僚検討部会に委託		
5.11	NICNAS 勧告の実効的な実行の障害について化学物質およびプラスチックの規制改革に関する閣僚検討部会に調査を委託する。	完
7.0	一定の化学物質の禁止、厳格な制限もしくは規制に関する論点の範囲について化学物質およびプラスチックの規制改革に関する閣僚検討部会に検討を委託する。	完
6. 現在実施中の改善課題		
5.6	産業用化学物質の簡略化された国レベルの管理を確保するために化学物質管理フォーラムへの参加を継続する。	取
5.9	リスク評価の手続きの過程および NICNAS 勧告が完了する前に関係者との協議の頻度を高めは範囲を拡大する。	完
5.10	勧告は証拠に基づく、確定された必要性に特有の、達成しうる、实际的で実行に最も適した組織に向けられた行動の声明である。	完

* 状況の区分は未：未着手、取：取組中、完：2009年7月以前に完了

付表 2 オーストラリアの化学物質とプラスチックの規制改革に関する
 PC(生産性委員会)の勧告の要点

1. 国家政策の形成と実施体制の統治	
3.1	連邦政および州・準州政府は化学物質の規制に関係するすべての閣僚協議会の代表を包含する化学物質に係る常設委員会を設置すべき。
2. 国のハザードとリスクの評価	
4.1	連邦政府は次を確保する法的責務を NICNAS に担わせるべき。 ① 化学物質の評価コストはそれがもたらすリスクに見合う。 ② 評価の優先順位付けは全ての産業用化学物質の総合的リスクが最も効率的に管理されることを指向する。
4.2	連邦政府は NICNAS に法的要件として技術諮問委員会を設置すべき。
4.3	連邦政府は NICNAS の役割を産業用化学物質のハザードとリスクの科学的評価に限定し、既存化学物質の禁止・使用制限、化粧品規準 2007 の施行、ロッテルダム条約の実行などを除くべき。
4.4	NICNAS の勧告に対し全ての関連規準設定機関は定められた期限内に応答し、NICNAS は全ての応答の公開取組表を作成すべき。
4.5	連邦政府は NICNAS が適用する技術的選別に法定取組表を導入すべき。
4.6	NICNAS は既存化学物質のリスク評価を次により格段に促進する計画を設定すべき。 ② 高リスク化学物質リストを作成して評価するため既存化学物質を全て選別する。 ③ 類似化学物質のハザードを利用する類推技法を広く活用する。 ④ 既存の外国評価制度を認可しうる範囲を見直す。ただしカナダ、EU および米国の制度を優先すべき。
3. 公衆衛生	
5.1	衛生閣僚会議 (AHMC) は次を行うべき。 ① 毒物と医薬品の規制手続きを分離する改革案を可能な限り遂行する。 ② 衛生閣僚諮問協議会 (AHMAC)の毒物モデルを開始から 2 年後に見直す。
5.2	州および準州の政府は次を行うべき。 ① 保健・高齢化省 (DOHA) が策定して医薬品と毒物の一律規制規準 (SUSMP) で公表する毒物に係る規制措置を採用する。 ② SUSMP に公表される標準様式や取組モデルによる毒物の一律規制管理を採用する。 ③ 州または準州が国として合意した毒物の規制表または規制措置を変更する場合には、変更の説明を付けて衛生閣僚会議にその都度報告する。
5.3	州および準州の政府は毒物を職場に係る化学物質規制で適切に管理していることを実証できる者を毒物規制の対象外としうる。
5.4	競争力・消費者委員会 (ACCC) および NICNAS は消費者製品に含有される化学物質の問題に協調して取り組む公的手続きを検討すべき。
5.5	連邦政府は化粧品規準 2007 の所管を NICNAS から ACCC に移すべき。
5.6	医薬品戦略閣僚協議会 (MCDS) は全ての管轄が採用しうる不法な医薬前駆物質規制を確立すべき。
4. 労働衛生安全	
6.1	安全補償協議会 (ASCC) は重大危険施設管理の国家規準および実務規範の見直しの一環として次を行うべき。 ④ 重大危険施設の規制に関して労働衛生安全、環境保護および計画に係る通常の現行規制を超えて規制する必要があるかについて費用便益分析を行って決定する。

	⑤ そのような場合が存在すれば、整合性を確保するため管轄をまたいだ規準の適用を可能にする戦略や機会を確定する。
6.2	職場環境閣僚協議会 (WRMC) は職場領域での化学物質の分類・表示の世界調和システム (GHS) の実施を新規制度の採用が正味の便益をもたらすことが明らかになった場合に行なうべき。 中国や米国のようなオーストラリアの重要な交易国が作業場の化学物質に GHS に基づく規制システムを適用する場合には、ASCC は追加の規制影響分析を行うべき。
6.3	ASCC は職場の危険物質でもある農薬・獣医薬品に職場危険物質ラベルを添付すべきとする提案の規制影響分析を行い代替案と選択枝の費用と便益を確定すべき。そして WRMC は代替案よりも優れた正味便益をもたらすことが実証された場合にのみその提案を採用すべき。
6.4	記載を省略
5. 輸送安全 * 勧告 7.1~4 の記載を省略	
6. 農薬および動物医薬品	
8.1	連邦政府は州および準州と協議して農薬・動物医薬品所管庁 (APVMA) が次を確保する法的責務を担わせるべき。 ① 化学物質の評価コストはそれがもたらすリスクに見合う。 ② 評価の優先順位付けは全ての農薬・動物医薬品 (agvet) の総合的リスクの最も効率的な管理を指向する。
8.2	APVMA は農薬・動物医薬品規範を改正して小売された農薬・動物医薬品の使用を規制すべき。
7. 環境保護	
9.1	環境保護・遺産協議会 (EPHC) は化学物質の義務的環境ラベルの費用と便益を調査すべき。そして社会に正味の便益をもたらすことが実証された場合に環境ラベルを義務化すべき。
9.2	連邦政府および州と準州の政府は化学物質の環境影響を管理する独立した規準設定機関を創設するため政府間合意について協議すべき。
9.3	連邦政府および州と準州の政府は化学物質の環境影響をモニタリングするため成果測定の枠組みを開発すべき。
8. 国家安全 * 勧告 10.1~4 の記載を省略	